

京情審答申第133号
平成30年3月30日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月15日付け7教職第678号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年8月31日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「福知山市教委から京都府にあげられた、2012年4月から2013年3月までの〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇（音楽教師）の能力評価、業務評価が載った勤務評定書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年9月10日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に係る平成24年度評価表（以下「本件評価表」という。）を特定し、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、〇〇に係るものについては保有していないとして条例第10条第2項の規定により公文書非公開決定（不存在等）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成27年9月15日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年10月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件評価表の「所見」欄及び「特記事項」欄を公開されたい。

いじめがあっても、「生徒指導・学級経営」、「学校運営」及び「共通」といった職務区分の「能力」、「実績」及び「意欲」が公正に評価されているのであれば、堂々と開示する方がよい。

開示すると円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるならば、「所見」欄及び「特記事項」欄にいじめに関することが記載されているはずなので、その部分だけでも開示されたい。

第5 実施機関の説明の要旨

本件評価表には、職員の自己評価、評価者の評価、所見及び特記事項等が記載されている。これらについては、条例第6条第5号エに掲げる「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報に該当するため、当該部分を非公開とした。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第5号エに掲げるおそれがある情報に該当するとして本件評価表の「所見」欄及び「特記事項」欄を非公開とした本件処分は妥当ではないと主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

同号エは、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれを規定しており、同号は、当該おそれを含め、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

本件評価表の「所見」欄及び「特記事項」欄は、教職員の人材育成や資質能力の向上を図る観点等から記載されるものであり、当該欄に記載される情報は、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められるため、当該情報を同号の規定により非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月15日	諮問書の受理
平成27年10月23日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月 1日	第1回審査会
平成28年 1月29日	第2回審査会
平成28年 9月28日	第3回審査会
平成28年10月26日	第4回審査会
平成30年 3月30日	答 申